

稲敷市地域交通利用券(タクシー券)を利用できる会社

令和5年4月現在

※タクシー会社により、利用できるエリアが異なります

	市内 ⇄ 市内および市外	市内 ⇄ 鹿行地区	市内 ⇄ 千葉県北総地区
江戸崎合同ハイヤー (稲敷市江戸崎甲) 029-892-2031	○	○	○
霞ヶ浦交通 (美浦村大谷) 029-892-6107	○	○	○
大利根タクシー (稲敷市角崎) 0297-87-2194	○	○	○
金江津タクシー (河内町金江津) 0297-86-2597	○	○	○
神崎交通 (香取市大戸川) 0478-72-3030	×	×	○
都市交通 (成田市三里塚) 0120-07-1258	×	×	○

< 注意事項 >

鹿行地区とは、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市です。

千葉県北総地区とは、香取市、成田市、佐倉市、八街市、印西市、白井市、富里市、神崎町、多古町、東庄町、酒々井町、栄町、芝山町です。

タクシーは法律上の制限により、営業区域(乗降できる場所)が限定されています。行き先などにより、配車・乗車を断られる場合があります。万が一、法律に違反する利用を強要した場合は、タクシー券の没収や翌年度以降の交付停止などの措置を取らざるを得ませんので、ご注意ください。

タクシー券

(地域交通助成券事業)

制度について



随時受付中!

利用対象者に該当する方は
ぜひご利用ください。

それぞれ券をもっている方での
相乗りでよりお得に。

<利用対象者>

・稲敷市に住所を有している方で、
下記①～③のいずれかに該当する方
ならどなたでも、利用できます。

- ① 自動車運転免許証がない方。
- ② 自動車を所有していない方。
- ③ 自家用車を利用が出来ない理由がある方。



<利用方法>

登録申請

市役所 産業振興課にて申請
*東支所、新利根公民館、桜川公民館でも
申請できます。
*代理の方でも申請できます。



券交付

月8枚×3月までの月数分を交
付いたします。
*同世帯者以外の代理申請の場合、本人宅へ
郵送いたします。



タクシー利用

券を利用できるタクシー会社
をご利用ください。



券使用

お支払いの時にタクシー券を
運転手へ渡してください。

<タクシー券の利用、助成金額について>

・1回乗車につき、タクシー券は1人1枚使用できます。

(それぞれ券を持っている3人で相乗りした場合、1人1枚ずつ使用できます。)

・本人のみ利用できます。(家族や他人への譲渡不可)

・1回乗車で最高700円を助成しますが、利用者も最低300円は自己負担となります。

乗車運賃1000円未満の場合・・・利用者負担 300円
助成額(運賃-300円)

乗車運賃1000円以上の場合・・・利用者負担(運賃-700円)
助成額 700円



※紛失やタクシー券をすべて使用した場合は、原則として再発行(追加発行)はできません。

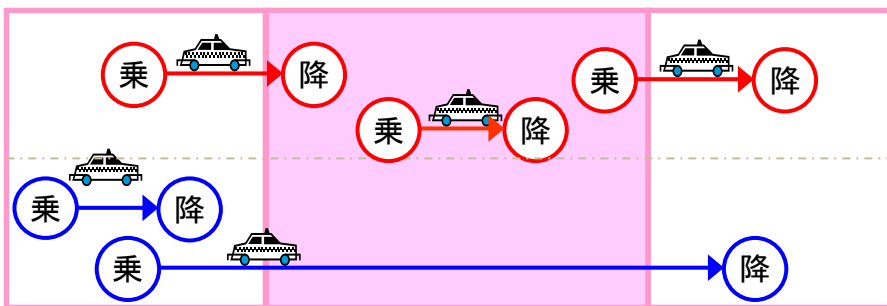
<利用できる区間>

乗降車場所のいずれかが市内であること。

—市外—

—市内—

—市外—



○ 助成券利用
ができる

× 助成券利用
ができない



タクシー券の使い方など分からないことがありましたら、
稲敷市 産業振興課 公共交通担当 029-892-2000(代表)
又は運行事業者 にお気軽にお問合せ下さい